

官報

号外 昭和四十一年一月二十八日

第五十二回参議院會議録第八号

昭和四十一年一月二十八日(金曜日)

午後三時九分開議

○議事日程 第七号

昭和四十一年一月二十八日

午後三時開議

第一 國務大臣の演説に關する件

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、常任委員長辭任の件
- 一、常任委員長の選挙
- 一、日程第一 國務大臣の演説に關する件

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗説を省略いたします。

去る十八日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

- 内閣委員 鬼木 勝利君
- 大蔵委員 大谷 賛雄君
- 同 北條 浩君
- 文教委員 北島 教真君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

名した。

- 内閣委員 北條 浩君
- 大蔵委員 北島 教真君
- 同 鬼木 勝利君
- 文教委員 大谷 賛雄君

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に關する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に關する法律

去る二十日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

- 内閣委員 北條 浩君
- 大蔵委員 鬼木 勝利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

- 内閣委員 鬼木 勝利君
- 大蔵委員 北條 浩君

同日議長は、インド副大統領(上院議長ザキル・フセイン氏から左の礼状を受領した。

揮復 私どもの最愛の指導者であり、総理大臣で

あつたラル・バハドゥル・ジャストリ氏の悲しい逝去に際し、閣下より送られた御親切なる御弔詞に對し衷心より感謝申し上げます。最も親愛なる友人を失い、私の悲嘆はまことに大であります。國家の偉大なる損失を思うとき、この悲しみ嘆きも薄らぎ、とるに足らぬものとなります。同氏は終始平和愛好家として平和の祭壇にその生命を捧げました。彼こそ國民的偉人であり、一命をなげうつて最後まで國民のために喜んで力を尽した人として永久に國民の記憶に残ることでありましよう。閣下のような友人の方々から寄せられた御同情は、私や遺族の者にとり、大きな力と慰めを与えるものであります。閣下の御弔詞をラリタ・ジャストリ夫人にお伝えいたします。

去る二十四日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

- 大蔵委員 北島 教真君
- 文教委員 大谷 賛雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

- 大蔵委員 大谷 賛雄君
- 文教委員 北島 教真君

去る二十五日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

- 決算委員 瓜生 清君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

- 決算委員 高山 恒雄君

同日議長において、左の特別委員の辭任を許可した。

- 災害対策特別委員 高橋 衛君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

- 災害対策特別委員 藤田 正明君

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和三十九年度国有財産増減及び現在額總計算書

同日内閣総理大臣から議長宛、厚生省医務局次長渥美節夫君(前掲議長承認)を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、常任委員の補欠を次の通り指名した。

- 社会労働委員 杉山善太郎君
- 商工委員 阿部 竹松君

同日議長において、常任委員の補欠を次の通り指名した。

- 社会労働委員 阿部 竹松君
- 商工委員 杉山善太郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

- 災害対策特別委員 林 虎雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

- 災害対策特別委員 吉田忠三郎君

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

- 災害対策特別委員 阿部 竹松君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十一年一月二十八日 参議院会議録第八号 会議 請暇の件 常任委員長辞任の件 議事日程追加の件 常任委員長の選挙 国務大臣の演説に関する件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和四十一年度一般会計予算

昭和四十一年度特別会計予算

昭和四十一年度政府関係機関予算

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
通行税法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
この際、おはかりいたします。

館哲二君から、病気のため二十九日同請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、常任委員長の辞任につき、おはかりいたします。

- 内閣委員長 柴田 栄君
- 地方行政委員長 天坊 裕彦君
- 大蔵委員長 西田 信一君
- 文教委員長 山下 春江君
- 社会労働委員長 小柳 勇君
- 農林水産委員長 仲原 善二君
- 商工委員長 豊田 雅孝君
- 運輸委員長 松平 勇雄君
- 予算委員長 平島 敏夫君

から、それぞれ常任委員長を辞任したいとの申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) つきましては、この際、日程を追加して、
常任委員長の選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
○栗原祐幸君 常任委員長の選挙は、その手続を省略し、いずれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○柳岡秋夫君 私は、ただいまの栗原君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 栗原君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって議長は、内閣委員長に熊谷太三郎君を指名いたします。

〔拍手〕
地方行政委員長に林田正治君を指名いたします。

〔拍手〕
大蔵委員長に徳永正利君を指名いたします。

〔拍手〕

文教委員長に二木謙吾君を指名いたします。
〔拍手〕

社会労働委員長に阿部竹松君を指名いたします。
〔拍手〕

農林水産委員長に山崎斉君を指名いたします。
〔拍手〕

商工委員長に村上春蔵君を指名いたします。
〔拍手〕

運輸委員長に江藤智君を指名いたします。
〔拍手〕

予算委員長に石原幹市郎君を指名いたします。
〔拍手〕

○議長(重宗雄三君) 日程第一、国務大臣の演説に関する件。
内閣総理大臣から施政方針に関し、外務大臣から外交に関し、大蔵大臣から財政に関し、藤山國務大臣から経済に関し、それぞれ発言を求められております。これより順次発言を許します。佐藤内閣総理大臣。
〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 第五十一回通常国会の再開に際し、昭和四十一年度予算その他の重要案件の審議を求めらるに当たり、当面する内外の諸問題について、政府の所信を明らかにいたしたいと思います。

私は、本年こそ、不況を克服し、経済を立て直すべき年であるとかたく決意し、こん身の勇気をもってこの問題に対処してまいらる覚悟であります。このため、本格的な公債政策を取り入れると

ともに、大幅な減税を断行することといたしました。これは財政面から積極的に景気の回復をはかり、経済の均衡ある発展と国民生活の安定向上を実現するためであります。

昨年の夏以来強力に推進いたしました一連の景気対策は、現在ようやくその効果をあらわし始め、民間における生産や設備の調整、経営の合理化等の真剣な努力と相まって、四十一年度予算の能率的な実施により、経済は本年には必ずや明るさを取り戻すものと確信し、また、何としてもそうしなければならぬと強く決意しております。
〔拍手〕

国民経済が安定的な成長を続けるためには、有効需要と供給能力とが均衡を保ちながら拡大していくことが必要であり、農業、中小企業等、生産性の低い部門の近代化も促進されねばなりません。かかる観点のもとに、政府は、不況の克服、物価の安定を最優先として、総額四兆三千億円の一般会計予算、二兆三百億円の財政投融资という大型積極的財政規模を設定し、さらに国税、地方税を通じ、平年度三千六百億円に及ぶ画期的な大幅減税を実施いたします。

今回の減税は、中小所得者の負担軽減のための所得税の減税と、企業の体質改善、特に中小企業の経営基盤の強化に資するための企業減税を最重要点といたしました。この結果、ここ数年来二・三%前後で推移した国民所得に対する租税負担率は、四十一年度においては二〇・二%と大幅に軽減され、昭和三十五年以来の最低の負担となりま

す。

公債の発行が国の財政を不健全にし、インフレーションに発展するとして、反対を唱える向きも一部にはありますが、物資が極度に欠乏していた戦時中及び戦後の当時と、経済力の充実した今日においては、条件は全く異なっております。公債政策は、有効需要の調整を通じて経済の安定に最も効果をあげるものであり、インフレーションを抑え、デフレーションを回避しつつ、各般の財政需要に安定的にこたえていくものであります。財政がそのときどきの経済情勢に応じて適正規模に維持されれば、決してインフレーションになる心配はありません。私は、今後も健全な財政の確立に つとめ、絶対にインフレーションを招来しないことを、国民諸君にたく約束いたします。(拍手)

なお、昨今の不況下にかかわらず、幸いにして、輸出貿易は大幅に増進し、国際収支は好調に推移しております。国民経済の安定と発展のためには、経済規模の拡大に応じて外貨準備の増進をはかることが何よりも必要であります。このため、国内的には、国際競争力を強化するための輸出振興策を講ずるとともに、対外的には、世界貿易拡大のための国際的努力に対し、協調を保ちつつ、貿易環境の改善をはかり、もって輸出の拡大のため最善を尽くしてまいります。

現在、わが国経済は、きわめて苦しい事態に直面しておりますが、幸いに、若い体質に恵まれ、強い底力を蔵しております。国民各位の理解と協力のもとに、適正な経済政策を行なうことによつて、わが国経済は、今日の事態を早期に克服し得るばかりでなく、近い将来、必ずや栄光に満ちた繁栄の道が約束されるであろうことを、私はかた

く信ずるものであります。(拍手)

私は、平和に徹することを外交の基本的方針としてまいりましたが、真の平和への道は、困難、かつ、きびしいものがあります。世界の諸国が、基本的には、自国の主張のみに固執することなく、話し合いによつて問題の解決をはかる姿勢を保ち、そのための根強い努力を続けることが、真の平和達成への道であります。

この意味におきまして最も緊急を要する問題は、ベトナム紛争の平和的解決であります。私は、昨年末、ハンフリー米副大統領の、また本年初頭ハリマン米特使の来訪を受け、米国がクリスマス休戦を契機として北爆を一時停止しながら進めてきた平和工作について、詳細説明を受ける機会を得ましたが、その際、米国が問題の解決について柔軟な考え方をとり、真剣に平和を求めていることを確かめることができました。国際世論の大勢も、非同盟諸国を含め、ベトナム問題の平和的解決のためここに一つの好機が到来したものと判断し、北ベトナム政権や、いわゆる民族解放戦線に属する人々が、この平和への機会をのがすことなく、平和への歩み寄りを示すことを強く望んでいるのであります。

政府は、北ベトナムなど関係者がこの強い世界の世論に背を向けることなく、和平のための話し合いの呼びかけに対し、早急に積極的な反応を示すよう訴えてまいりましたが、今日に至るまで、好ましい徴候もあらわれていないことはまことに残念であります。私は、ここに重ねて関係国の自重を促すとともに、今後、事態がいかに推移するにせよ、ベトナム問題の解決のため、最善の努力を傾け続ける決意を有することを明らかにいたし

ます。(拍手)

世界の平和、特にアジアの平和と安定は、直接わが国の国家利益につながるばかりでなく、イデオロギーをこえた人類共通の願望であります。わが国としては、第二十回国連総会において、安全保障理事会の理事国に選出されたことにより、その国際的役割りが一段と重要性を増したことを考えますと、平和への責任は、まことに重いものといわざるを得ません。

他方、戦後の世界情勢のもとにおいて、一国の安全を一国のみで確保することができないことは明らかであります。一部に主張されるごとく、わが国が日米安全保障条約を一方的に破棄し、中立を宣言すれば、わが国の安全が確保されるという考えは、あまりにも幻想にすぎないのであります。(拍手)日米安全保障条約がわが国の安全を守り、平和的發展を助けたことは、事実がこれを証明するところであります。私は、現下の国際情勢においてわが国の国家的利益を考へる場合、みずから国の安全を守る努力をするともに、日米安全保障体制を維持していくことが、わが国の平和と安全を確保するために最も現実的な政策であると信ずるものであります。(拍手)

日米安全保障体制の維持は、イデオロギーや政治体制を異にする国々との平和共存を否定し、これを不可能にするものではありません。このことは、最近わが国とソ連との間に、各方面にわたつて善隣関係が積み上げられており、このほど椎名外務大臣が、日ソ国交回復後わが国外務大臣として、初めて訪ソしたことによつても実証されるところであります。相互の立場の尊重と内政不干渉の原則にのつとる限り、あらゆる国と平和的に

共存することが可能であり、また、わが国もそのために努力を惜しむものではありません。

近時の国際情勢のもとにおいて、中国問題は、単にアジアのみならず世界の平和と安定に密接につながる問題として、ますます重要性を加えております。古来より中国民族と密接な関係を有するわが国にとって、長期的な国家利益から見て世界の緊張が緩和され、中国民族全体との間に共存の關係が樹立されることが望ましいことは、あらためて申すまでもありません。しかし、中共が現在のごとくかたくなな態度をとり、みずから国際社会復帰への門戸を閉ざしかねない政策をとり続ける限り、事態の前進には、なお幾多の困難があることを認めざるを得ないのであります。政府は、

中華民国との間に従来の友好親善関係を維持するともに、中共とは、相互に内政に干渉しないことを前提として、国家利益の存するところを見きわめつつ、慎重に対処していく所存であります。戦後アジアに芽ばえた民族主義は、多くの国において社会経済基盤の後進性に制約されて苦難の道を歩んでおります。また、アジア諸国の中には、今日、深刻な食糧危機や経済危機に直面しているものもあります。アジアの一員としてのわが国は、世界の先進国に率先し、最も身近にあるこれらの諸国に対し、あたたい理解を示すと同時に、この現状の改善に資する協力と援助を積極的に進めるべき立場にあります。昨年末、わが国がアジア開発銀行の設立に参画し、また、四月に東京において東南アジア開発閣僚会議を開催いたしましたのも、かかる精神に基づくものであります。また、早急に救援を必要とするアジア諸国に対しては、その窮状打開のため、他の先進諸

国に對しては、その窮状打開のため、他の先進諸

国の理解と協調を求めつつ、緊急の援助を検討し、実効のある施策を進めてまいりたいと思ひます。

アジアの発展は、アジア諸国の相互信頼と理解に基づく協力関係なしには達成しがたいのであります。この意味において、まさに韓国との国交正常化が実現されたことは、われわれに明るい希望を与えてくれるものであります。私は、今後ともアジアの友邦に対し、相互の立場を尊重しつつ、互換の精神に立って一そう協調することこそ、発展と繁栄への道であることを呼びかけてまいる考であります。

国民の生活を守り、これを向上させることは、国民に奉仕する政府の任務であり、政治の眼目であります。すべての国民が希望に満ちた明るい生活を営むことができる豊かな社会をつくり出すことは、私のかねてからの強い念願であります。戦後二十年にして、アジア第一の高度の経済と文化を築き上げたわれわれは、さらに勇を鼓して疾病と貧乏を追放し、旺盛な発展力に満ちた文明社会の建設に向かつて邁進いたしたいと存じます。

消費者物価の大幅な上昇は、経済の健全な発展を阻害するとともに、国民生活にとって切実な問題であります。政府は、昨年末、物価問題懇談会を設け、広く国民的基盤に立って真に効果のある物価対策を推し進める体制を整えており、また、四十一年度予算におきましては、物価の安定を最も重要な政策目標とし、生鮮食品の生産体制の近代化、流通経費の節減をはかるための流通機構の合理化、公正な価格を形成するための公正取引委員会の機構の拡充など、各般にわたる物価安定対策を財政面から強力に推し進めることといたし

ております。特に生鮮食品につきましては、安定した供給の確保につとめてまいります。

このたび、国鉄運賃、郵便料金等について最小限度の値上げを認めることといたしますが、これは、それぞれの分野における健全な運営を確保するためのやむを得ない措置であり、今後公共料金等の取り扱いについては、経営の合理化を強力に進め、その上昇要因をできるだけ吸収する措置をとる、値上げを極力抑えることはもちろん、便乗値上げのごときは絶対に許しません。

農業は、自然的、社会的に種々制約を受けることが多く、内外の経済の変動に即応していくことが困難なため、他産業との間に格差を生じております。政府は、このような事情を十分に考慮し、自立経営農家を育成するため、農地管理事業団をすみやかに発足させ、農業経営規模の拡大を促進する施策を進める一方、兼業農家の増加の傾向にかんがみ、その所得の増大をはかるための施策を推進いたします。さらに、豊かな住みよい農村を実現するため、後継者の養成確保、生活環境の整備等の施策についても十分意を用いてまいります。

中小企業は、不況のしわ寄せを最も受けやすく、昨年の倒産件数が従来になく多数にのぼったことはまことに心痛にたえません。このような倒産を防止するためには、何よりも不況の克服が第一であります。当面、政府関係中小企業金融機関の資金量の増大、信用保険制度の改善等をはかつて、中小企業金融が円滑に行なわれるようにするとともに、受注のあっせん等、苦境にある中小企業に対する指導体制を整えることといたします。一方、中小企業の体質を改善するためには、事業の共同化を進め、老朽化した設備を更新する

ことが最も必要でありますので、中小企業高度化資金貸し付け制度の拡充改善等、思い切った施策を講じてまいります。特に中小企業の体質強化のため、専従者控除の限度額の引き上げ、中小法人に対する税率の特別な引き下げなど、税制面について格別の配慮をいたします。

社会開発のうち、第一の急務は、経済の発展に著しく立ちおくれしている生活の場の改善であり、特に住宅対策の拡充であります。住宅は、申すまでもなく、国民のいこいの場、家族の親睦の場であり、青少年の人間形成の場でもあります。よい住宅は、単に個人や家族にとって必要であるばかりでなく、健全な社会の基礎をなすものであり、住生活の安定なくして国民生活の安定はありません。私は、住宅の整備を国民生活安定の基本と考へ、これを強力に推進する決意であります。このため、昭和四十五年までに一世帯一住宅の目標を実現すべく、新たに住宅建設五カ年計画を定め、政府、民間合わせて六百七十万戸の建設を予定し、住宅問題の徹底的な改善をはかります。政府施策住宅としては、五年間に二百七十万戸を建設することとし、社会開発の見地に立って、住みよい住宅とするため、公団住宅の大部分を三居室住宅といたします。さらに、勤労者を中心とする持ち家住宅の建設を推進し、また、宅地の供給につきましても、その拡充をはかることといたします。

すぐれた国民を育成する基礎は、教育にあります。祖国を愛する心情を養ひ、時代の進進に必要なる知識と技術を身につけ、民族の繁栄と国家の発展に寄与し得るりっぱな青少年をつくり上げることこそ、教育の目的と言わなければなりません。近時、青少年の非行が増加していることは、まこ

とに憂慮にたえないところであり、私は、学校教育、社会教育を通じて、道徳倫理の向上につとめる決意であります。さらに、科学技術の振興、文教施設の充実、育英奨学の強化を推進し、また、恵まれない児童のための特殊教育を改善するなどの配慮をいたします。

国民の中には、経済社会の発展から取り残され、減税の利益に浴さない階層の人々も少なくありません。これら貧困に苦しみ、老齢や病氣や心身の障害に悩んでいる、いわば社会の谷間にある人々に対して、あたたかい充実した援助の手を差し伸べるものが肝要であると考えます。政府は、この見地に立って、生活保護階層に対する生活扶助基準の大幅な引き上げ、夫婦一万円年金の実現を中心とする国民年金の改善、重症心身障害児対策、ガン対策の強化など、社会保障関係施策の充実をはかってまいります。国民生活の向上、老人人口の増加、家族構造の変化など、社会、経済の変動に即応しつつ、国民の幸福を守るため、今後、社会保障の一そうの充実をはかる決意であります。

労働問題のあり方が、経済、社会に及ぼす影響は、きわめて大きいものがあります。私は、使用者と労働者の双方が、わが国経済の健全な発展と国民生活の安定のため、良識と相互の信頼を基調とする合理的な解決をはかる機運が醸成されることを期待してやみません。現在、雇用は伸び悩みの状態にありますので、離職者が再就職できるよりにつとめることはもとより、広域職業紹介体制の整備、職業訓練の拡充等の雇用対策を積極的に進めてまいりたいと存じます。

健全な地方自治の確立は、民主主義の基盤であります。政府は、最近における地方財政の窮状が

地方自治に与える影響を考慮し、地方交付税率の大幅引き上げ、地方債の充実等、地方財源の増強のため格段の措置を講ずることいたしました。

地方自治体にあつても、地方財政の健全な運営をはかるとともに、行政水準の向上のため、一そう努力するよう強く要請いたします。

最少の行政費による最高の能率こそ、国民の最も希望するところであり、このため、私は、明年度におきましては、公庫、公団の設立を認めず、各省部局の新設、人員の増加を最小限度にとどめた次第であります。国家の秩序を保持し、国民の福祉の増進をはかるためには、政府がみずからその姿勢を正す必要があります。公務員諸君は一そう厳正な規律の保持と行政の能率的運営につとめ、国民に対する義務を忠実に果たさなければなりません。

沖繩につきましては、四十一年度の援助費を画期的に増強し、本土復帰の日に備えて、教育、社会福祉等の各分野における本土との格差を解消し、住民の福祉向上を積極的にはかることといたします。

戦後、新憲法のもとに議会民主政治が発足してから早くも二十年になりますが、その間、国会の権威を高め、議会民主政治を確立するための真剣な努力が続けられてまいりました。しかるに、昨年末の国会運営の混乱は、国民の間につちかわれてきた議会民主政治に対する信頼感を低下せしめ、一部に議会不信の念を芽ばえさせるに至つたことは、まことに憂慮にたえません。この際、与野党の別を越えて率直に反省し、再びこのようなことを繰り返さないよう努力いたしたいと存じます。(拍手)

昭和四十一年一月二十八日 参議院会議録第八号 国務大臣の演説に關する件

議会民主政治における政見の相違は、秩序と規律を保ちつつ解決されねばなりません。政党が、いたずらにみずからの主義主張のみに固執し、建設的な話し合いを忘れ、対立を事とするならば、国政の円滑な運営が阻害されるのみならず、議会民主政治に対する国民の信頼を失ひ、ひいては、民主主義の危機を招くおそれなしとしないのであります。議会民主政治は、国民多数の意思を背景とする多数決原理に基づく調和と前進の政治であります。国会における審議が健全な世論を正しく反映し、審議の過程を通じて、おのずから國論の統一が醸成されることこそ、議会民主政治の真髓にはかなりません。国会が良識と寛容の精神に立脚する充実した言論の府となり、常に国家のための論議に終始するならば、政治に対する国民の信頼を必ず確保し得ると信ずるものであります。同僚議員各位の党派を越えた協力を切に期待してやみません。(拍手)

私は、最後に青少年諸君に訴えたいと思ひます。今日の青少年諸君が自由と平和に恵まれつつ、はつらつと成長できることは、まことに幸福であります。しかし、眞の平和を長く享受するためには、何よりも青少年諸君が深い自覚と強い意思を持ち、常により高く向上を目ざして努力することが必要であります。明治維新の改革を成就したのは、新しい日本の建設のため知恵と情熱を傾けたすぐれた青年の力にほかなりません。青少年こそ国家興隆の原動力であり、民族の盛衰を左右するものであります。国の未来は、あけて青少年諸君の双肩にあります。すでに、二十世紀も半ばを過ぎ、歴史は、宇宙時代にその歩を進めてお

ります。今日の青少年諸君は、二十一世紀に連なる新しい世代であります。青少年諸君が、未来に向かつて輝かしい理想を求め、眞理と平和を愛し、公共に奉仕する豊かな人間性を備えた明日の国民としてすこやかに成長することを、心から期待するものであります。(拍手)

以上、所信の一端を述べ、国民諸君の御理解と御協力を切望するものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 権名外務大臣。
〔国務大臣権名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 現下の国際情勢を概観し、わが国外交の当面する重要問題につき、所信を申し述べたいと存じます。
〔議長退席、副議長着席〕

近時主たる国際的対立の舞台はアジアに移り、また、東西それぞれの側においてその勢力関係が多元化の様相を呈し、国際関係はますます複雑になつてきております。これに伴つて、わが国の国際政治の場における責任は、いよいよ重大となつてまいりますとともに、わが国がその国力に相応した責任を果たすよう要望する声が内外に高まつております。昨年、国連第二十回総会において、わが国が多数の国連加盟国の支持を得て安全保障理事会の非常任理事国に選ばれたのは、このよ様な事実の帰結にほかなりません。世界の安全と平和の維持に最も大きな責任を負っている安全保障理事会の理事国として、今後わが国は、平和と安全に關するすべての問題について、一そう積極的にわが国の見解を表明し、その解決のための措置に協力するよう努力してまいりたいと存じます。

わが国とアジア諸国との関係を見ますに、私は、アジアにおける不安の解消とアジアの人々の福祉の向上が、とりもなおさず、わが国の安全と繁栄に連なり、ひいては世界の平和に寄与することを確信するものであります。

昨年十二月十八日、日韓諸条約批准書の交換が行なわれ、多年にわたりわが国外交の主要な懸案となつていた日韓国交の正常化が実現されるに至つたことは、慶賀にたえません。すでに漁業協定をはじめ諸協定は、円満かつ順調に実施に移されておりました。この短い期間に達成された成果から見ると、両国の関係がいまや急速に緊密化していくことは、疑問の余地のないところであります。

さらに、カシミールをめぐるインド、パキスタン間の紛争について、タシケント会議の結果、平和解決の曙光が見えてきたことは、アジアの平和と安定のためにまことに喜ばしい次第であります。

中華民国との友好親善関係は、近時ますます増進されつつあり、また、中共との間においては、従来どおり、政経分離の原則に基づき民間レベルでの交流が進展しておりますが、私は、今後とも国際情勢の推移を慎重に勘案しつつ、施策を推進していく考えであります。

現在の世界情勢、なかんずくアジアの情勢において、ベトナムの紛争は、アジアの安全に対する大きな脅威であり、その帰趨に深甚なる関心を有するものであります。昨年末以来、米國が活発な和平推進の動きを示していることは、ベトナムにおける平和招来のため、新たな機運をもたらすものとして、これに注目した次第であります。加え

て、昨年末から本年初頭にかけて、米國ハンフリー副大統領及びハリマン特使が来日いたしました。日米首脳間において率直なる意見の交換を行ない、これはより米國のベトナム問題の解決に対する真摯な意圖をあらためて確認したのであります。わが國は、かねてからベトナム問題解決のため、すみやかに話し合いを開始するよう關係國に呼びかけてまいりましたが、新たな事態の進展にかんがみ、話し合い実現のため一そう積極的に協力すべく、今般私のソ連訪問の機会にベトナム問題の解決がいかに必要かつ可能があるかにつき、ソ連指導者に強調いたし、ソ連側の協力を要請したのであります。

以上のごとき一連の動きは、たとえ直ちに効果をもたらし得なくとも、その意義はきわめて大なるものがあり、私は、かかる動きを契機として、ベトナム紛争の平和解決への努力が次第に勢いを増していくことを期待するものであります。現在の國際社会において、政治的信条と社会体制を異にする諸國間の平和共存の意義が広く理解されつつあるとき、アジアの一角で激しい戦火が続いていることは、きわめて不幸といはさなく、北ベトナム側がベトナムの平和を熱望する世界諸國民の声に耳を傾けて、平和裏に話し合いに応ずることを強く希望するものであります。

インドネシアの情勢は流動的であり、経済的困難は一そう深まっていますものと見られますが、わが國といたしましては、同國民がこれらの困難を克服して国づくりを進めていくことに對し、今後とも協力を惜しまないものであります。

國の安全を確保することは、あらゆる内政外交の根幹をなすものであります。われわれは、國際

連合が真に世界平和維持機構としての機能と役割を果たし得る日が一日も早く到来することを願っており、國連強化のための協力を惜しまないものであります。しかしながら、現段階では、わが國の安全保障をあげて國際連合に託することはできないのが実情であります。わが國は、國の安全をはかるために、戦後、独立回復の際、自由と民主主義の擁護を共通の信条とする米國と安全保障条約を結ぶ道を選んだのであります。以来十数年間の長きにわたり、わが國民は國の安全について何らの不安を抱くことなく、經濟の安定と繁栄をなし遂げることができました。このことを承知しているわが國民の大多数は、今後も日米安保体制が維持されることを強く望んでいるものと確信するものであります。(拍手)

他國と共同して自國の安全保障をはかるためには、相手國との相互信頼關係を維持することが不可欠であります。わが國は、米國が安全保障条約に基づく日本防衛の義務を果たすことを期待し、またそれを確信しております。それと同時に、わが國も条約上の義務を誠実に果たす用意がなければならぬことは当然であります。条約上の義務を忠実に履行することによってこそ、米國に対しても眞のパートナーシップに基づく発言力を確保し、広く世界の問題についても、わが國が積極的役割りを果たし得ると信ずるものであります。

わが國の安全を確保するという観点のみにとどまらず、經濟、文化その他國際關係の全般にわたる、米國との良好な關係を維持することが、わが國にとっていかに重要であるかは、多言を要しないところであります。米國もわが國との友好關係の發展に多大の関心を寄せております。昨年末、

日米航空協定につき新たな合意が成立し、わが國はニューヨーク及び以遠へ就航する権利を獲得し、世界でも数多ない世界一周航空路を持つ國となつたのであります。兩國政府がこの長年の懸案の解決に成功したことは、日米兩國が相互關係の發展に共通の利益を見出し、それに対する障害を取り除くことに大きな熱意を有することのあらわれであると考へます。

私は、このたびソ連政府の招待により、日ソ國交回復後、日本の外務大臣として初めてソ連を訪問して、歸国いたしましたところであり、同國滞在中、日ソ航空協定及び貿易協定に署名したほか、コスイギン首相、グロムイコ外相をはじめとするソ連政府首脳と會談し、日ソ間の諸問題及び重要な國際問題について意見の交換を行ないました。

まず、航空協定の締結により、シベリア上空を経由して東京―モスクワの直通航空路線を開設することとなり、これから二年以内には、自國機、自國乗員による相互乗り入れが行なわれ、東京と西ヨーロッパ間の最短路線の実現が期待されることとなつた次第であります。また、貿易關係も今後五カ年間にわたる長期貿易協定が結ばれ、その將來の見通しはまことに明るいものがあります。さらに今回の會談において、日ソ領事条約をすみやかに結び、領事館を相互に開設することが望ましいことに意見の一致を見たほか、ソ連側は、安全操業の問題、及び、邦人の歸國、募參の問題についても、今後とも協力を約したのであります。私は北方領土問題についてわが國の立場を重ねて強く主張いたしました。ソ連側が従来の態度を変え、同問題は解決済みであるとの主張を固執したことは、私の深く遺憾とするところで

あります。政府としては、この問題については、國民的願望を背景として、將來とも機会あることにわが國の立場を強く主張し続けていく所存であります。(拍手)また、國際問題につきましては、さきに申し述べましたとおり、ベトナム紛争の問題を中心に見て意見の交換を行ない、ベトナム紛争が關係諸國のみならず世界平和全般にとつて危険であることについて意見の一致を見ました。しかし残念ながら、紛争解決の方途については双方の立場の一致を見るに至らなかつたのであります。

このたびのソ連訪問を通じ、立場を異にする幾つかの問題はありましたが、私は、兩國間の政治社会体制の相違にもかかわらず、双方が誠意を持って話し合えば、長年の懸案も少しずつでも解決を見得るものであり、このような兩國の善隣關係の發展は、アジアにおける緊張緩和、ひいては世界の平和に寄与するものであるとの信念を、ますますかたくした次第であります。

現下の流動する國際情勢下において、わが國として自由陣營の重要な構成員たる西歐諸國との間に十分な意思の疎通をはかる必要はますます増大しております。このような観点から、私は西歐諸國との友好關係を一そう緊密化するため、英、仏、伊政府首脳と定期協議を行なつており、今回は、ソ連訪問の後、かかる定期協議の一環として、エアハルト首相ほかドイツ政府首脳とも有益かつ忌憚なき意見の交換を行なつてまいりました。

最近、中近東及びアフリカ諸國の國際的発言力の強化は著しいものがあります。これら諸國とわが國との關係は、日ごとに發展しつつありますが、一方これら諸國においては、政治情勢が大きい

く動いております。わが国としては、これら新興諸国が困難を克服し国づくりを進めるための応分の協力をしつつ、相互理解と友好関係の強化にこそ努力していく考えであります。このため、近く中近東に特派使節を派遣することいたしました。

中南米諸国とは伝統的に友好関係にあります。が、近時この関係は一そう緊密の度を加えますとともに、経済的、文化的にも、これら諸国とわが国との交流の分野は、ますます広がりをを見せております。また、これら地域に対する移住は順調に進んでおり、このほか、カナダ、米國等も技術と能力を備えた移住者を求めているのであります。政府といたしまして、海外移住の促進に努力してまいる所存であります。

国際経済の面におきましては、世界貿易史上画期的な試みといわれるガット関税一括引き下げ交渉は、E E C内部の対立もあり、難航を続けており、本年中に大きな山場に差しかかるものと考えられます。わが国としてもこの交渉を成功させ、世界貿易を画期的に伸長せしめるため、一そうの努力を払う所存であります。

また、わが国の一方的な大幅出超となつてゐる低開発国に対しては、これら諸国との友好関係、経済的互恵の確保増進のため、これら諸国の開発を支援し、わが国の輸入拡大に資するような協力をなす方針で、協力の具体化につき着々話し合ひを進めております。

世界貿易の伸長と国際社会の繁栄を希求するものとして、ここに強調しなければならぬのは、低開発諸国に対する経済協力の問題であります。低開発諸国の経済開発の問題は、二十世紀後半にお

いて世界に課せられた最大の問題の一つであると思ひます。これらの諸国の開発にあつては、先進国の援助が不可欠であります。これについては、すでに一昨年の国連貿易開発会議、昨年のOECD開発援助委員会等において、援助の規模を増大し、同時に援助条件を緩和するよう、強く要請されました。わが国も、先進工業国の一員として、あらゆる困難を克服して、この重大責務を果たすべく、低開発国援助を飛躍的に拡充いたす所存であります。

特にアジアにおいては、わが国は唯一の先進工業国であり、アジアの平和と繁栄に貢献することはわが国に課せられた使命であります。アジアの一部に紛争や貧困が存在している今日、この地域に対するわが国の経済協力をできる限りの分野で強化することは、われわれの責務であり、また、長期的に見てわが国自身の利益にも資するゆゑんと信じます。わが国としては、すでに、アジア開発銀行への出資、メコン河開発計画の一環をなすナム・グム・ダム建設援助費の拠出等を約束しておりますが、今後アジア各国の実情と希望に応じて、効果的に援助の責任を果たして行く所存であり、本年をアジア地域に対する協力の強化拡大の第一年としたい考えであります。

このような拡大された協力のためには、アジア諸国の考えをも十分に聞かなければなりません。そのための真摯な努力の第一歩として、来たる四月下旬、東京において東南アジア開発閣僚会議を開き、東南アジア諸国の経済開発に責任を有する閣僚から腹藏のない意見を求め、また、わが国の考えをも述べる機会を持ちたいと考えております。経済面における外交と並んで、近時ますます重

要性を増してきましたのが、文化面における外交であります。平和を愛好し、高度な文化を有する民主的な近代工業国家としてのわが国の実情を世界各国国民に十分認識させ、また、わが国民も正しく諸外国の実情を把握することにより相互理解を深めることは、わが国の外交を進めていく上に必要不可欠なものであるべきであります。政府としては、この面における施策をさらに積極的に推進する所存であります。

現下の世界情勢を考えますとき、国際社会の一員としてわが国の果たすべき責務と役割は、きわめて重かつ大なるものがあります。私は、かかる世界の期待にそむかざるよう、また、わが国の利益増進のため、わが国の充実した国力と向上した国際的地位を背景として、積極的に諸般の施策を推進していく所存であります。私は、この点につき、国民各位の理解ある御協力を御支援を切に期待してやまないものであります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 福田大蔵大臣。

〔国務大臣福田起夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田起夫君) 昭和四十一年度予算の御審議をお願いするにあたりまして、その大綱を御説明申し上げますとともに、今後における財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べたいと存じます。

わが国経済は、いま、二つの問題に当面しております。それは、不況の打開と経済の安定成長路線の確立、この二つであります。この二つの問題を同時に解決していくことが、佐藤内閣の今日の課題であると存じます。そして、この二つの問題

と取り組み、これを解決し、国民の期待にこたえることこそが、私の責務であると信じます。

私は、政治的理想は、充実した経済力の基盤の上に、国民みな富み、平和で希望に満ちた日々を送り得る、明るい社会を築き上げることであると信じます。財政金融政策の使命もまた、このような福祉社会の実現に奉仕することにあると考えるのであります。

当面の不況を打開しながら、その過程を通じて、このような使命を遂行するにあたり、財政金融政策の指針とすべき原則は何か。私は、それは、次の三つであると考えます。すなわち、財政金融政策の運営を通じて、第一は、経済の安定的な成長を確保することであり、第二は、経済各部門の均衡のとれた発展を期することであり、第三は、家庭と企業を通ずる蓄積の強化に資することであり、第四は、物価の安定と国際収支の均衡の二つが、経済の成長を進めるにあつて、守らなければならない基本的な条件であることは申すまでもないところであります。

私は、この原則、目標を実現するため、ここに財政の基調を転換して、公債政策を取り入れることを決意いたしましたのであります。財政の経済に対する働きを、より積極的かつ効果的ならしめ、公債政策を主軸として、財政金融政策の新たな展開をはかるためであります。

まず第一に、経済の安定的な成長を確保するための財政金融のあり方について申し上げます。

わが国経済は、これまで目ざましい発展を遂げてまいりましたが、その成長があまりにも急速であつたため、幾たびか激しい景気の変動に見舞われ、また経済社会の多くの面にひずみを生じたのであ

ります。今後における政策の目標が、景気変動の振幅をできるだけ小さくし、経済社会の均衡を確保し得る範囲内で、高い成長を達成することに置かれるべきことは、申すまでもないところであります。

しかしながら、今日のような供給力超過の経済の基調のもとにおきまして、経済成長の要因を企業の投資活動の盛り上がり期待することは困難と思ひます。当面の不況脱出のためにはもとよりであります。その後におきまして、しばらくは、経済の望ましい成長を確保していくためには、財政面から有効需要の拡大をはかつていくことが必要であると考えます。このことは、民間設備投資に主導された経済成長の姿が、より財政に比重を置いた成長の姿に移っていくことを意味するものであります。わが国経済の成長をより安定化することに役立つことと考えるのであります。

もとより、今後の成長の過程におきまして、経済活動の行き過ぎにより、景気が過熱することも考えられないところではないのであります。このため、財政の運営にあたりましては、国民経済全体としての均衡を維持し、その規模及び内容を経済の動向に応じた適正なものとするを基本としなければならぬところであります。民間の経済活動が活発化し、全体としての需給に変化があらわれるような場合におきましては、公債の発行額を圧縮すること等によりまして、財政面からこれに対処する措置をとるべきであります。また、年度の途中におきまして、経済情勢の推移に応じて、予算の弾力的執行をはかるとともに、公債の発行を調節していくことが必要であると考

えます。かくして、はじめ、民間経済活動と財政活動との総和、すなわち全体としての日本経済のなだらかな成長発展を期待し得ると思ふのであります。

経済の安定的な成長を確保していくためには、金融がその機能を十分發揮していくことが必要であると考へます。今日のような経済環境のもとにおける金融政策の眼目は、金融の緩和基調を堅持することにあると考へます。公債発行という新しい事態に対処し、その市中消化の円滑化をはかりながら、経済活動の順調な拡大を実現するためであります。また、今後、企業の活動が活発化し、経済全体の行き過ぎが生ずるおそれのある場合には、これを未然に防止するため、金融は財政と一体となつて、弾力的な調整機能を發揮していかねばならぬと考へます。

第二は、経済各部門の均衡のとれた発展を実現するための財政金融のあり方についてであります。

今日までの経済発展の過程におきましては、国民経済の限られた資源は、まず民間企業の設備投資に優先的に振り向けられてまいりました。これによつて目ざましい経済の成長が実現されたのであります。この間、経済社会の各部門・各分野に、多くの不均衡が生じたのもまた事実であります。私は、わが国経済の新たな発展を期するためには、この際、このような経済社会の不均衡を是正していくことに、政策の重点が置かれなければならぬと考へます。

すなわち、その一は、民間設備投資の規模を適正な水準に維持する一方、立ちおくれの著しい道路、港湾等の社会資本を充実し、住宅を建設し、

生活環境施設を整えていくこととあります。そして、これらの施策は、単に円滑な産業活動の基盤となるだけでなく、豊かな国民生活を実現し、経済発展の成果を、より直接的に国民の福祉に結びつけるゆえんであると考へます。

その二は、農林漁業や中小企業などの近代化をはかり、あるいは後進地域の開発を進めるなどによつて、わが国経済の中の格差を解消していくこととあります。それは、経済全体の効率を高める上においても、緊急な課題であり、今後引き続き、着実にこれらの施策を推進していく必要があると考へます。

第三は、家庭と企業の蓄積を強化するための財政金融のあり方についてであります。

私は、経済の安定は、それをささえる家庭と企業の安定があつてこそ、初めて実現されるものと考えます。豊かな蓄積を持った家庭と企業にささえられた日本経済の姿こそ、われわれの目指すべき目標であります。家庭と企業の蓄積は、経済の持続的な成長の過程において、その成果を享受しながら、着実な努力を積み重ねることによつて、初めて実り得るものであります。財政金融政策は、そのための条件を整えることを通じて、これが実際に寄与すべきものであると考へます。

国民の生活水準の絶えざる向上と家庭の蓄積、すなわちゆとりのある家庭を築くための施策は、経済の安定的な成長の上に、所得水準の着実な上昇をはかることが基本であると考へます。このため、租税負担の軽減合理化に不断の努力を傾け、

また社会保障制度の充実を進めることが肝要と考へます。同時に、住宅建設や生活環境施設の整備等を通じて、国民の生活の場を改善していくこと

も、今後の重要な課題であります。

企業の蓄積を強化するための施策は、生産効率を高め、収益力を向上させることが基本でなければなりません。すなわち、企業の投資水準を適正に維持するとともに、社会資本を充実し、労働力の流動化をはかり、あるいは企業の合併統合を促進する等の施策を、総合的かつ着実に推進していくべきであると考へます。同時に、資本市場、特に公社債市場を育成整備して、安定した資金導入の道を広げ、また、企業の税負担の軽減合理化を行なつていくことも、企業体質の改善強化をはかる上において必要であると考へます。

物価の安定と国際収支の均衡は、経済成長を進める際に、常に留意されるべき基本的な条件と考へます。それは、以上三つの原則を達成することによつて実現されるものであります。同時に、その三つの原則は、この二つの条件を確保して、初めて達成されるものであると考へます。

わが国の卸売物価は、長期にわたつて安定いたし、わが国経済の競争力の維持強化に貢献してまいりましたが、消費者物価の上昇は、今日の最も大きな問題であります。私は、この際、決意を新たに、物価問題と真剣に取り組み覚悟でございます。

次に、今後のわが国の国際収支の目標は、貿易収支の黒字によつて貿易外収支と資本収支の赤字を埋めながら、経済規模の拡大に応じた外貨準備の漸増をはかることと考へます。

わが国といはしましては、今後とも、進んで国際流動性の強化につとめるとともに、輸出の拡大に一層の努力を傾注する必要があると考へます。

これがためには、海外市場の開拓、企業体質の改善強化、科学技術の開発向上等につとめていくことが大切であります。同時に、国際分業に適応した産業構造への移行を着実に進め、わが国経済全体としての輸出力を高めていくことも、今後の経済政策の大きな方向でなければならぬと考えます。

今回の予算の編成におきましては、以上に申し述べました財政金融政策運営の基本的な考え方の方針を、その健全性を確保しながら、積極的に有効需要の拡大をはかることを主眼といたしております。

その特色は、次の諸点であります。

第一の特色は、戦後初めて本格的な公債政策を導入したことあります。七千三百億円の公債の発行は、財政法の原則に基づき、その対象を公共事業費等に限定するとともに、市中消化によることといたしております。

第二の特色は、有効需要の喚起をはかるため、財政規模を積極的に拡大したことあります。一般会計予算及び財政投融資計画の伸びは、昭和四十年に比し、それぞれ一七・九%および二五・一%となっております。また、国民総生産に対する政府の財貨サービス購入の割合は、二三・二%と見込まれ、戦後における最高となっております。

第三は、画期的な大幅減税の断行であります。減税額は、国税、地方税を通じて平年度三千六百億円に達し、これまた、戦後最大の規模のものであります。

第四は、財源の重点的配分であります。すなわち、予算及び財政投融資計画を通じて、住

宅、生活環境施設等の飛躍的な拡充をはじめ、物

価対策の強化、社会資本の整備、社会保障の充実、低生産性部門の近代化等の重要諸施策を積極的に展開いたしております。その反面、一般行政費の節減合理化につとめ、機構の拡大や定員の増加を抑制する等、財政体質の改善を推進することといたしました。特に、各省、各庁の部局、公庫、公団、事業団等の新設を一切認めなかつたのであります。これも戦後初めてのこととあります。

かくして、今回提出いたしました昭和四十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも四兆三千四百十三億円でありまして、昭和四十年当り計画に對し六千五百六十二億円の増加となっております。また、財政投融資計画の総額は二兆二百七十億円であります。昭和四十年当り計画に對し四千六百七十七億円の増加となっております。

以下、重点施策について、その概略を申し述べます。

まず、減税を中心とする税制改正についてであります。

所得税におきましては、中小所得者の負担軽減に重点を置き、平年度総額一千五百億円に及ぶ減税を行なうことといたしました。すなわち、給与所得者の標準世帯で年収六十三万円程度までは所得税がかからないように、諸控除の引き上げを行なうとともに、中堅所得層以下に適用される税率を大幅に緩和することといたしております。

次に、企業に対する課税につきましては、その体質改善を促進するための措置を講ずることといたしております。すなわち、法人の留保所得に対する税率を二%引き下げ、建物の耐用年数を短縮することにより、企業の内部留保充実に資するこ

といたしましたほか、資本構成改善の促進、合併の助成、スクラップ化の促進等の諸措置を講じておるのであります。

さらに、今回の企業減税の特色は、中小企業の体質強化に特段の配慮を加え、専従者控除の大幅な引き上げ、中小法人の税率の特別な引き下げ、同族会社の留保所得課税の軽減等、中小企業の実情に即した大幅な軽減措置を実施することとしたこととあります。

このほか、相続税、物品税につきましても、国民の適正な財産形成と健全な消費需要の喚起に資するため、負担の軽減合理化をはかることといたしております。

地方税につきましても、住民負担の軽減をはかるため、住民税及び料理飲食等消費税の減税を行なうことといたしております。また、固定資産税及び都市計画税の課税につき、負担の均衡化、合理化を進めることといたしております。

次に、歳出の面について申し上げます。

第一は、当面の急務である住宅対策であります。

住宅建設につきましては、一世帯一住宅の目標を実現するため、新たに五カ年計画を定め、この期間内に六百七十万戸の住宅を建設することといたしております。昭和四十一年度は、その初年度として、予算及び財政投融資計画を通じて、一十億円のほなる大幅な増額を行ない、政府施策住宅の戸数の増加と質の向上につとめることといたしております。特に、勤労者持家住宅の建設を推進することとし、従来の分譲住宅制度に新機軸を開くことといたしましたほか、宅地の供給につきましても、その大幅な拡充をはかることといたしております。

また、生活環境を整備するため、上下水道、終

末処理施設、ごみ処理施設等に重点を置いて、その建設を促進するとともに、公害防止対策にも特に配慮をいたしております。さらに、工場跡地の利用等により、大都市再開発を推進するため、都市開発資金融資制度を創設することといたしました。

第二は、社会保障関係の充実であります。

わが国の社会保障制度は、経済の発展と国民生活の向上に依り、年々充実の一途をたどってまいったのであります。昭和四十一年度におきましても、生活扶助基準の大幅な引き上げ、夫婦一万円年金の実現を中心とする国民年金の改善、ガソリン対策及び心身障害児対策の強化等、社会保障関係の諸施策について、さらに改善充実をはかることといたしております。

特に、低所得階層に対しましては、さきに申し述べました生活扶助基準の大幅な引き上げをはじめととし、福祉年金、児童扶養手当の改善、母子に対するミルクの無償給付の範囲の拡大を行なうことといたしております。また、文教関係予算におきましても、児童生徒に対する就学援助の充実、僻地の児童生徒に対する無償給食の実施や、僻地学校に対する学校ぶろの設置等、きめこまかい措置を講ずることといたしております。

また、医療保険につきましても、政府管掌健康保険等について、臨時の財政措置として特別の国庫補助を行なうとともに、国民健康保険の国庫補助体系を整備することといたしております。

第三は、公共投資の拡大であります。道路整備につきましても、五カ年計画の第三年

度として、計画の繰り上げ促進を行なうこととし、主要な国道、地方道、東名高速道路、国土開発縦貫自動車道等の整備を中心として、事業量の増加をはかることといたしております。また、最近の交通事情にかんがみ、交通安全対策の強化に配慮しております。

港湾整備につきましては、港湾貨物量の増大、地域開発の進展等に即応して、予算の大幅な増額をはかることとしております。また、日本国有鉄道につきましても、安全輸送の確保と輸送力の増強をはかるため、工事規模を大幅に拡充するとともに、特に昭和四十一年度から山陽新幹線に着工することといたしましたほか、日本鉄道建設公団の事業規模を拡大して、新線建設を促進することといたしております。日本電信電話公社につきましても、加入電話百二十三万個の増設等、電信電話施設の整備を進めることといたしております。

治山治水事業につきましては、既定計画の推進をはかることと、一級水系の指定を拡大し、災害復旧事業の促進と相まって、国土保全に万全を期しておるのであります。

第四は、農林漁業及び中小企業等の低生産性部門の近代化であります。

まず、農林漁業につきましては、新たに土地改良長期計画を定め、農業基盤の整備を計画的に推進することといたしましたほか、農林水産業の構造改善対策の拡充、畜産及び園芸の振興、自立経営農家の育成等の施策を着実に実施することといたしております。また、金融面におきましても、農林漁業金融公庫及び農業近代化資金の融資ワクの拡大等の措置を講じますとともに、農業近代化資金の融通の円滑化を期するため、農業信用保険

制度を創設することといたしておりますのであります。

中小企業につきましては、その近代化、高度化を強力に推進するため、中小企業高度化資金の資金量を大幅に増加するとともに、共同工場の建設、小売り商業連鎖化の促進等の新しい施策を導入することといたしました。また、設備近代化補助、小規模事業対策、中小企業の指導育成等につきましても、一そりの充実をはかっておりますのであります。税制面におきましても、国税、地方税を通じまして平年度七百億円をこえる大幅減税を行ない、負担の軽減をはかることといたしております。

金融対策といたしましては、信用補完制度について、昨年十二月、制度の大幅な改善を行なったところでありましたが、今回さらに、この制度の着実な推進をはかるため、中小企業信用保険公庫の融資基金を増額することといたしております。また、政府関係金融機関の貸し付けワクの拡大、貸し出し利率の再度の引き下げ等により、中小企業金融の一そりの強化をはかることといたしております。

第五は、物価対策についてであります。

昭和四十一年度におきましては、予算及び財政投融資計画を通じ、長期的、総合的観点から、消費者物価の安定をはかるための施策を積極的に推進することといたしております。まず、農林漁業、中小企業等の低生産性部門の生産性の向上につきましましては、ただいま申し上げましたとおり、農林漁業、中小企業関係の予算及び財政投融資を大幅に増額して、その近代化、高度化を促進することといたしました。これは消費者物価の長期

的な安定の基盤を培養するものであります。さらに、労働力移動の円滑化をはかるため、広域職業紹介体制の整備、職業転換給付制度の拡充、移転就職者のための宿舍の増設等、雇用対策の強化を行なうことといたしております。当面重要な農林水産物の価格安定につきましては、野菜の集団産地の育成、食肉供給の増大、中央卸売市場の整備、水産物の冷凍化の普及などの施策を推進することといたしております。さらに、小売り商業の連鎖化、協業化等の推進により、卸・小売りを通ずる流通機関の整備をはかるほか、環境衛生関係の業種に対しても国民金融公庫よりの融資を大幅に増額し、その合理化、近代化に配慮することといたしております。

これらに、消費者物価の安定に大きく寄与するものであると信じます。

次は、文教対策の充実と科学技術の振興についてであります。

昭和四十一年度におきましては、引き続き、教育水準の向上と教育環境の整備を推進するとともに、国立大学の学生の増募、義務教育教科書無償給与の範囲の拡大、育英奨学の強化、私学の助成等について、積極的な施策を進めておるのであります。科学技術の振興につきましても、大型重要技術の研究開発、原子力の平和利用、宇宙開発、防災技術の開発等の重要研究を推進することといたしております。

次に、輸出の振興と国際経済協力の推進であります。

昭和四十一年度におきましては、大幅な企業減税により、企業の国際競争力の強化をはかるほか、日本輸出入銀行の輸出金融を積極的に拡充する等、輸出振興対策を推進して、輸出の一そりの伸

長を期することといたしました。また、海外経済協力基金に対する財政資金の大幅な増額、アジア開発銀行に対する出資等を行ないまして、国際経済協力体制を一段と強化することといたしました。さらに、外航船舶建造量の拡充、国際航空事業の育成強化等により、貿易外収支の改善に資することといたしております。

最後に、地方財政対策について申し上げます。

昭和四十一年度の地方財政は、地方税収入等の伸びの鈍化、人件費の増加等により、非常に困難な財政事情にあると思われまします。これが対策として、国におきましては、地方交付税の率を二・五%引き上げて三三%とするにとともに、臨時地方特例交付金を交付することにより、合わせて一千億圓、地方債の特別対策によりまして一千二百億圓、総額二千二百億圓を手当てすることといたしております。地方公共団体における経費の合理化等の努力と相まちまして、地方財政の健全な運営の確保に遺憾なきを期した次第であります。これにより、地方の行政水準と住民福祉の一そりの向上が期待されると信じます。

以上、昭和四十一年度予算の大綱について御説

政府は、ここに、七千三百億圓の公債を発行し、一方において、国税、地方税を通じて平年度三千六百億圓に達する大幅減税を断行するとともに、他方において、社会資本の充実をはじめ、今日緊要な財政需要を、積極的に充足していこうといたしているのであります。所得税と物品税の減税は、個人の購買力を増加させ、法人税の減税は、合理化努力を続けてきた企業に、将来への意欲を与えるものと考えます。また、財政支出の大幅な増加

も、直接の有効需要の増大となつてあらわれればかりでなく、広く国民経済のすみずみまで波及して、なお沈滞を脱し切れないわが国経済に活力をもたらしむることを考えます。昨年の夏以来、政府は、財政面から景気回復の歩みを促進するため、一連の景気対策を講じ、さらに年末には、公債発行を含む補正予算の成立を見たのであります。これらの施策は、これから、まさにその実効をあらわそうとしております。こうした局面において登場する昭和四十一年度予算は、わが国経済に大きな浮揚力を与えるものと考えます。この予算の執行にあたりましては、できるだけこれを上半期に繰り上げて実施し、これが、景気の回復に、より効果的に機能するよう、全力を傾ける所存であります。他方、金融面におきましても、引き続き、金融政策の適切な運用を通じて、緩和基調を維持し、景気の順調な回復に支障のないようつとめてまいる所存であります。私は、このような財政金融政策の運営によつて、わが国経済は、昭和四十一年度を通じて、着実な回復過程を歩み、新たな発展への一歩を踏み出すに至るものと確信いたしております。

わが国財政の前には、新しい時代が開けようとしております。過去十年間の高度成長の過程において、いわば民間経済の成長を十分に発揮せしめるための役割りを果たしてきた財政は、いま、新たな政策手段を装備しまして、今後の経済発展のため、より能動的な役割りを果たそうとしております。私は、ここに、安定、均衡、蓄積の三つの目標を掲げて、金融政策との緊密な連係のもとに、今日財政に課せられた使命を遺憾なく果たし、国民の期待と国家の要請にこたえる決意であります。(拍手)

ります。(拍手)
○副議長(河野謙三君) 藤山国務大臣。
〔国務大臣藤山愛一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(藤山愛一郎君) 私は、当面する経済情勢と、これに対処する所信を明らかにいたしまして、国民各位の御理解と御協力とを得たいと存じます。

顧みますと、昨年は、従来にない深刻な不況に終始し、しかも、その中であつて依然消費者物価は上昇を続け、企業にとつても、また家計の面でも、まことに苦しい一年でありました。しかし、本年の経済は、昨年の暗い経済の延長であつてはなりません。私は、昭和四十一年の経済運営の目標を、次の三点に置き、これに積極的に取り組んでまいる所存であります。
第一は、不況を一刻も早く克服し、第二は、消費者物価をすみやかに安定させ、第三には、わが国経済が長期にわたり、均衡がとれ安定した成長を続け、豊かな社会を実現するための基盤を築いていくことであります。

政府は、昨年来、公共事業の促進、財政投融资の拡大など、一連の景気対策を実施してまいりましたが、現在、ようやくその効果をあらわし始めた時期に差しかかつております。さらに、昭和四十一年度予算においては、本格的な公債政策を導入し、財政支出を大幅に増加するとともに、画期的な大幅減税を実施して、有効需要の積極的な拡大をはかることにいたしました。また、予算の実施にあつても、公共投資関係事業の早期施行を促進すること等により、でき得る限りすみやかに不況を克服する決意であります。このような政府

の決意と対策に、民間経済界の景気対応策が相まつからば、わが国経済は徐々に明るさを取り戻し、本年下期までには、景気の順調な上昇局面を迎え得るものと考えます。この結果、昭和四十一年度のわが国経済は、実質七・五％程度の堅実な成長を実現するものと期待しております。

今日、不況下にありながら、消費者物価は依然根強い上昇を続けており、まことに憂慮すべき状態にあります。近年における消費者物価の高騰は、生産性格差の存在の中で急速な経済の成長が行なわれた結果、農業、中小企業、サービス業など生産性の低い部門において、賃金、所得が上昇したことに起因する面が大きいと考えます。これらの部門における賃金、所得が上昇し、そこに働く人々の生活水準が向上していくことは、好ましい現象であり、それによつて消費者物価がある程度上昇することには、やむを得ない面もあります。しかし、今日のように消費者物価が年々大幅な上昇を続けることは、国民生活にとつて重大な問題であるばかりでなく、経済の健全な発展を阻害する要因ともなります。政府は、今日まで、諸般の物価対策を実施してまいりました。しかし、消費者物価の上昇が構造的要因による面が大きいだけに、その解決は決して容易ではありません。困難な道ではあります。一つ一つ問題を解決して進む以外に方法はないと考えます。国民各位におかれても、経営者、勤労者、農業者、すべて消費者であるという自覚の上に立つて、政府の施策に理解と協力をいたさうと存じます。賃金問題についても、労使ともに、国民経済的視野に立ち、良識ある態度で、この問題に対処されんことを望むものであります。

この際、私は、国民の皆さまとともに喜べる日一日も早くからんことを期し、新たな決意をもつて、物価問題と取り組んでまいる所存であります。

その第一歩として、広く国民的基盤に立ち、物価問題を各面から深く掘り下げて検討するため、先般、経済企画庁に物価問題懇談会を設けました。この懇談会は、すでにその活動を開始いたしておりますが、ここで得た結論につきましては、臨時物価対策関係協議会の議に付し、必要な措置は直ちに実行に移してまいる所存でございます。

また、昭和四十一年度の予算においては、物価の安定を特に重要な政策目標として、各般の施策を財政面から積極的に推進することといたしております。特に、家計に直接つながらる生活必需品については、野菜の集団産地の育成と価格安定制度の拡充、鮮魚の冷凍形態の普及、食肉の増産、商品の流通機構の改善など、諸対策の拡充強化をはかることといたしました。さらに、物価上昇による家計への影響を考慮し、所得税などの大幅減税や社会保障の充実についても、十分配慮いたしております。

なお、不況対策と物価問題との関連について見ますと、今日の消費者物価の上昇は経済構造に根ざす面が大きく、財政規模が拡大いたしましたとしても、低生産性部門や社会資本に多く振り向けられる限り、長期的に見て、消費者物価の安定に寄与するものと考えられます。

以上のように、政府は、消費者物価の安定をはかるため、今後あらゆる努力を傾注してまいりますが、昭和四十一年度は、その上昇を五・五％程

度にとどめたいと考えております。

ここで、公共料金の問題について申し述べ、国民各位の御理解と御協力を得たいと存じます。政府は、このたび、米価、国鉄運賃、私鉄運賃、郵便料金などについて、その値上げを認めることにいたしました。私は、この点について、国民各位が強い関心を示され、家計の立場から政府の措置に不満を示されていることは、十分に承知しております。政府としても、今回のように、ほぼ同じ時期に集中して値上げを行なわざるを得なくなつた事態について、反省すべき点があると考えております。しかし、経済全般の立場から考えた場合、これらの公共料金を据え置くことについては、きわめて大きい無理があります。経済の発展に伴つて、これら關係事業がその社会公共の責務を遂行するためには、その施設の整備拡充等が急務であり、他面、政府ができるだけの財政負担を考慮するにいたしました。そこには、おのずから限度があることは、いまだ申し上げるまでもございせん。政府としては、これら各面の事情を慎重に検討し、国民生活に与える影響も十分勘案の上、最低限度の幅に限って、料金の値上げを認めることにした次第でございす。しかし、国鉄運賃、私鉄運賃、郵便料金などについては、経営の合理化に徹し、コスト増加要因を吸収して、今回の値上げに伴い、今後数年間は値上げをしないで済むよう措置してまいる所存でございす。

経済運営にあつては、当面する課題の解決をはかりつつも、常に長期的観点から経済社会のあるべき姿を求め、それを實現する基盤をつくつていくことが肝要でございす。さきに政府が策定

いたしました中期経済計画につきましては、財政の新たな展開、消費者物価の予想を越える上昇など、その後の経済情勢の変転から、その改訂が要請されており、近く新しい長期計画の検討に着手することとしておりますが、私は、さしあたり、今後三年程度の経済運営を、次のような考え方に立つて行なつてまいる所存でございす。

まず第一に、基本的な問題として、経済発展の姿は、あくまで均衡がとれ、安定した成長でなければなりません。均衡なき成長は、いたずらに経済社会の各面に混乱とひずみを生じ、かえつて、その発展を永続させないという現実の教訓を十分に生かす必要がございます。

いまだ申し上げるまでもなく、現在、わが国経済は、設備の過剰、農業や中小企業における生産性の立ちおくれ、社会資本の不足など、各種の不均衡を生じております。

私は、今後三年程度の間、わが国経済の課題は、政府民間協力して、この問題の解決に真剣に取り組んでいくことにあると考へます。

それにつきましても、経営者各位に特に要望いたしたいことは、その経営態度の一その健全化であります。すなわち、景気が回復し、経済活動が活発化した後においても、過度の競争意識から行き過ぎた設備拡張に走ることは厳に慎しみ、いたずらに政府にたよることなく、自主的な立場から、秩序ある競争と協調によって、常に適正な操業状態を確保し、生産性の向上につとめていくことが何よりも必要であります。同時に、資本構成の是正につとめ、過度の企業間信用を解きほぐすなど、企業体質の根底からの強化に意を用いなければならず、また、国際競争に対処するために

も、経営規模の適正化をはかり、技術の開発に力を注いでいかなければなりません。金融機関においても、企業基盤の健全化のため、適正な融資態度を堅持するよう、期待するものでございす。

さらに、経済全体の効率を高めるため、農業、中小企業など、生産性の低い部門においては、設備の近代化はもとより、農業構造の改善や事業の協業化などを積極的に推進していくことが急務であります。その際、中小企業の近代化については、大企業の側においても、その経営合理化の一環として、親身になつて、これを支援されることを望むものであります。

政府としては、このような企業体質の強化、産業体制の整備のため、諸般の施策を今後とも強力に実施してまいります。他方、立ちおくれしている住宅、道路などの社会資本については、計画的に、より一その充実をはかつてまいる所存でございす。

今後、財政がわが国経済に果たす役割は、公債発行という新たな展開と相まちまして、一段と重要なものとなっております。すなわち、以上のような財政需要に応ずるとともに、他面、財政と金融が相互に相補い、積極的かつ弾力的に景気調整機能を働かしていくことが肝要であります。

このように、経済社会の各分野の均衡をとり、景気の変動を最小限にとどめ、かつ、できるだけ高い成長を確保するという考え方に立つて、今後経済運営を行なつていくならば、この三年程度の間、わが国経済は、おおむね実質七ないし八％程度の成長とすることが見込まれるのであります。

第二の問題として、開放経済体制のもと、わが国経済の運営にあたりましては、常に世界経済の動向を見守りながら、競争と協調を通じ、国際経済社会に貢献してまいらなければなりません。

今日、わが国の国際収支は、世界経済の順調な拡大を背景に、きわめて好調に推移いたしております。しかしながら、今日までのような国際経済の好調がいつまでも続くとは期待することは問題であり、また、開発途上国における外貨不足や、先進諸国における合理化投資の進展などを考え合わせますと、輸出競争は今後ますます激化するものと予想されます。さらに、国際金融の面でも、幾多の問題をはらんでおり、予断を許さない状況にあります。したがつて、今後とも、経済の質的強化をはかつて、輸出の振興に一その努力を払わなければなりません。

また、南北問題は、今日、世界経済における重要な課題であります。開発途上国の発展がなければ、世界全体の平和と繁栄が望めないという認識のもとに、わが国としても、国力に応じて、国際経済協力を積極的に推進していくことが必要でございす。

第三の問題として、経済発展の成果が国民生活の向上に結びつくよう、社会開発をより一その積極的に推進してまいらなければなりません。このため、国民生活の実質的な向上を阻害している消費者物価の問題については、政府各部門のあらゆる施策を傾注して、今後三年以内に三％台までに落ちつかせたいと考えております。また、国民の生活の基盤をなす住宅及び生活環境施設の整備拡充に特に力をいたすとともに、社会保障のより一その充実をはかつてまいらなければなりません。

さらに、地域格差を是正し、過密都市の弊害を除去するため、都市及び農村を通じ、地域の特性を生かした地域開発を進めて、恵まれた自然と産業の発展との調和をはかりながら、美しく住みよい国土を築いてまいりたいと考えております。

政府は、以上申し述べたことについて、これを積極的に実行に移してまいります。

わが国経済は、今日、ゆれ動く国際政治経済情勢の中にあつて、きびしい試練に直面しております。われわれは、この事実を直視しながら、戦後の苦難を乗り切つた経験をもう一度思い起こし、政府民間相協力してこの難局を乗り越え、あすへの躍進と繁栄をかちとりたいと考えております。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの演説に対し、質疑の通告がございますが、これを次会に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員

鬼木 勝利君 原田 立君
林 塩君 山高しげり君
片山 武夫君 中沢伊登子君
石本 茂君 市川 房枝君
中尾 辰義君 浅井 亨君

高山 恒雄君 森田 タマ君
和田 鶴一君 田代富士男君
北條 篤八君 向井 長年君
沢田 一精君 二木 謙吾君
野知 浩之君 多田 省吾君
宮崎 正義君 小平 芳平君
中村 正雄君 前田佳都男君
伊藤 五郎君 林田 正治君
吉江 勝保君 渋谷 邦彦君
鈴木 一弘君 山田 敏一君
白井 勇君 梶原 茂嘉君
岡村文四郎君 北條 浩君
辻 武寿君 和泉 覚君
木暮武太夫君 宮崎 正雄君
柳田桃太郎君 山内 一郎君
山本茂一郎君 園田 清充君
船田 譲君 平泉 渉君
土屋 義彦君 木村 睦男君
内田 俊朗君 大森 久司君
丸茂 重貞君 源田 実君
熊谷太三郎君 小林 篤一君
山崎 斉君 川野 三暁君
日高 広為君 亀井 光君
石井 桂君 豊田 雅孝君
大竹平八郎君 柴田 榮君
鈴木 万平君 鹿島 俊雄君
鍋島 直紹君 横山 フク君
大谷 贊雄君 青柳 秀夫君
佐藤 芳男君 平島 敏夫君
柳木 亨弘君 古池 信三君
田中 茂穂君 近藤 鶴代君
井野 碩哉君 石原幹市郎君

重政 庸徳君 笹森 順造君
林屋亀次郎君 杉原 荒太君
中野 文門君 竹中 恒夫君
後藤 義隆君 堀本 宜美君
山本 利壽君 内藤三郎君
任田 新治君 西村 尚治君
中村喜四郎君 高橋雄之助君
岡本 悟君 栗原 祐幸君
久保 勘一君 岸田 幸雄君
村上 春蔵君 木島 義夫君
山本 杉君 徳永 正利君
大谷藤之助君 天坊 裕彦君
仲原 善一君 松野 孝一君
森部 隆輔君 津島 文治君
齋藤 昇君 梶見 俊二君
植竹 春彦君 新谷寅三郎君
迫水 久常君 松平 勇雄君
八木 一郎君 青木 一男君
安井 謙君 小沢久太郎君
鹿島守之助君 小林 武治君
小山邦太郎君 高橋 衛君
吉武 恵市君 廣瀬 久忠君
鈴木 市蔵君 達田 龍彦君
前川 且君 竹田 現照君
小林 章君 山崎 昇君
村田 秀三君 小野 明君
近藤英一郎君 矢山 有作君
瀬谷 英行君 谷口 慶吉君
櫻井 志郎君 金丸 富夫君
杉山善太郎君 林 虎雄君
鶴岡 哲夫君 青田源太郎君
赤間 文三君 井川 伊平君

國務大臣

江藤 智君 北村 暢君
鈴木 強君 阿部 竹松君
森 八三一君 三木與吉郎君
西郷吉之助君 木内 四郎君
秋山 長造君 永岡 光治君
柳岡 秋夫君 紅蔭 みつ君
増原 恵吉君 小柳 牧衛君
佐多 忠隆君 山本伊三郎君
岩間 正男君 須藤 五郎君
野坂 参三君 森 勝治君
鈴木 力君 中村 波男君
川村 清一君 渡辺 勘吉君
小林 武君 中村 順造君
野上 元君 武内 五郎君
森中 守義君 松永 忠二君
占部 秀男君 鈴木 壽君
光村 甚助君 大河原一次君
伊藤 顕道君 中村 英男君
大矢 正君 亀田 得治君
大倉 精一君 近藤 信一君
小酒井義男君 木村禮八郎君
椿 繁夫君 横川 正市君
岡田 宗司君 藤原 道子君
松澤 兼人君 羽生 三七君
松本治一郎君

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君
外務大臣 権名悦三郎君
大蔵大臣 福田 勉夫君
文部大臣 中村 梅吉君
厚生大臣 鈴木 善幸君

農林大臣 坂田 英一君
 通商産業大臣 三木 武夫君
 運輸大臣 中村 寅太君
 郵政大臣 郡 祐一君
 労働大臣 小平 久雄君
 建設大臣 瀬戸山三男君
 自治大臣 永山 忠則君
 国務大臣 上原 正吉君
 国務大臣 福田 篤泰君
 国務大臣 藤山愛一郎君
 国務大臣 松野 頼三君
 国務大臣 安井 謙君

内閣官房長官 橋本登美三郎君

〔第五号参照〕

審査報告書

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案

右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十八日

建設委員長 中村 順造
 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、古都における宅地造成等の現状に対処して、わが国固有の文化的資産として後世に継承されるべき歴史的風土を保存するため、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保

存地区を指定し、歴史的風土保存計画に基づいて当該区域内の行為の規制、関連施設の整備、土地の買入れ等、国及び地方公共団体において特別の措置を講じようとするもので、妥当なものと認めらる。

一、費用

この法律施行のため必要な経費は、初年度約六億五千万円の見込みである。

審査報告書

昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十八日

地方行政委員長 天坊 裕彦
 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に附与する等のため、昭和四十年年度に限り、地方交付税の総額を当初予算計上額に資金運用部からの借入金三百億円を加算した額とするとともに、普通交付税の総額、普通交付税の額の算定に用いる単位費用等の特例を設け、あわせて、昭和四十一年度から昭和四十七年度までの各年度における地方交付税の総額の特例を設けるものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

昭和四十年年度の地方交付税の総額は、同年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算に計上されている当初予算額に、資金運用部からの借入金三百億円を加算した額とし、借入金三百億円は昭和四十年年度特別会計補正予算に計上されている。

附帯決議

地方財政は最近恒常的な窮乏状態を続ける一方昭和四十年年度においては国税地方税の減収等のため異常な財政不安に陥っている。今にして地方財政の抜本的な解決を図らなければ地方自治の確立を達成することは困難である。よつて政府は昭和四十一年度の地方財政計画を策定するに当つては特に左の点について遺憾なきを期せられたい。

一、国、地方を通じて税の再分配につき地方自治の本旨に基いて、安定かつ十分な財源を確保するよう急速に措置すること。

二、国税の減収から生ずる地方税の減収については国の責任において処理することとし、住民に急激かつ多額の負担をなさないよう民に善処する要がある。このためすみやかに地方交付税率の引き上げを検討すること。

三、都市特に指定都市の最近の財政需要の増高に対する措置についてはさきの本委員会の決議の趣旨にもとづき財源確保について特段の措置を講ずること。

審査報告書

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案
 右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十八日

農林水産委員長 仲原 善一
 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、生糸の輸出を確保するため、生糸の価格の騰貴により生糸等の輸出が減少するおそれがある場合、特に必要があるときは、政府は輸出適格生糸を一般競争入札等の方法により売り渡すことができるようにするため、新たに輸出適格生糸の特別売り渡しに関する規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本蚕糸事業団法案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十八日

農林水産委員長 仲原 善一
 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、蚕糸業経営の安定と生糸輸出の増進に資するため、日本輸出生糸保管株式会社及び日本蚕繭事業団をそれぞれ解散し、新たに生糸の買入れ及び売渡し、委託による乾繭の売渡し等の操作を行なうことを業務とする日本蚕糸事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府はすみやかに左記各項の実現に努め、蚕糸業振興に遺憾なきを期すべきである。

記

一、衆参両院における従来の審議経過からして、とくに昭和三十四年十二月八日衆議院農林水産委員会においての農林大臣答弁により日本蚕繭事業団に対する政府の残余十億円の出資金は、明らかに政府債務であるので、速かに支払の義務を負うものである。

よつて政府は、日本蚕糸事業団に対し、速やかに更に十億円を追加出資してその対外信用度を高め、繭糸価格安定措置の効果を充分發揮できるように努めること。

二、日本蚕糸事業団の発足に当つて、人事は広く生産、流通、需要の各界より有能な人材を求め、適切迅速なる運営に当らしめ、所期の目的達成に遺憾なきを期するはもちろん、すすんで海外の実情に即応して世界的な要請にも応えらるるよう措置すること。

昭和四十一年一月二十八日 参議院会議録第八号

三、養蚕農家の経営安定と、生産性の向上をはかるため、繭生産基盤の確立、技術革新等に必要なる予算的措置を講ずるとともに、山村における養蚕業の振興については特段の配慮をすること。

四、生糸及び乾繭取引所は、従来やますると投機場として運営され、蚕糸業の振興を大きく阻害している実情にかんがみ、行政措置として厳正なる規制を加え、取引所本来の機能が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すること。

五、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が必要であることにかんがみ、今後日本蚕糸事業団をして、これが機能を發揮せしめるよう措置し、輸出振興体制の整備を速急に確立すること。

六、世界の蚕糸生産国が、提携協力し、生糸の潜在需要を開発喚起するよう国際的にも対応する方途につき積極的措置をすること。
右決議する。

審査報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十九日

大蔵委員長 西田 信一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和四十年において、低温、

台風等により水陸稲の被害が異常に発生したと等により農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる支払財源の不足をうめるための資金を昭和四十年において、一般会計から繰り入れようとするものであつて、適当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、昭和四十年一般会計補正予算(第3号)に、十六億三千百万円が農業共済再保険特別会計への繰入額として計上されてい

審査報告書

石油ガス税法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十九日

大蔵委員長 西田 信一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和四十年税制改正の一環として、最近における自動車の燃料用石油ガスの消費の状況にかんがみ、揮発油に対する課税との権衡を考慮し、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに対し課税しようとするものであつて、適当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に伴う租税の収入見込額は、昭和四十年度は殆んど皆無であるが、昭和四十一年度

は約十五億円である。

審査報告書

石油ガス譲与税法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十九日

地方行政委員長 天坊 裕彦
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国において徴収する石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額を都道府県及び指定市に譲与することとし、譲与の基準、時期及び使途等について規定して、昭和四十一年一月から施行することとした政府原案に対し、衆議院において、施行期日を同年二月一日とする等の修正を行なつたもので、地方団体における道路財源の強化をはかるため、おおむね妥当な措置と認められた。

一、費用

本法施行に伴う石油ガス譲与税の総額は、昭和四十年度は殆んど皆無であるが、昭和四十一年度は約十五億円である。

<p>第一号中正誤</p>	<p>へし 段行 誤 正 <small>から かわり</small></p> <p>二 四 二 発行す 発行する</p>	<p>第二号中正誤</p> <p>へし 段行 誤 正 <small>から かわり</small></p> <p>一 九 四 一 四 だかり ばかり</p>	<p>第五号中正誤</p>	<p>へし 段行 誤 正 <small>から かわり</small></p> <p>一 四 一 入る 入る</p> <p>六 二 〇 九 昭和三十九年 昭和四十年 昭和 年</p>

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二十五円
(ただし原書紙は三十円)
(送料別)

発行所
 東京都港区赤坂英町二番地
 大蔵省印刷局
 電話 東京 五八二四四二一(六七)